

日向市ネーミングライツ事業  
「日向市総合体育館」命名権者募集要領

日向市（以下、「市」という。）では、日向市総合体育館について、日向市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、ネーミングライツ命名権者を募集します。

1 募集目的

日向市総合体育館に命名権を付与することにより、愛称が命名された当該体育館の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図るため、日向市総合体育館の命名権者を以下のとおり募集します。

2 対象施設

(1) 名称

日向市総合体育館

(2) 設置目的

子育て世代やスポーツをされない方も魅力的で気軽に利用できる総合体育館を目指すとともに、災害時には、中・長期的な生活ができる避難施設を備えた施設としての活用を図る。

(3) 施設概要

施設名	日向市総合体育館	
所在地	日向市大字日知屋 12106 番地	
建築面積	4,531.97 m <sup>2</sup>	
延床面積	6,905.43 m <sup>2</sup>	
施設内容	1階	アリーナ、多目的室、トレーニング室、交流室、キッズルーム、大会事務室、放送室、救護室、会議室、事務室、交流階段、更衣室、多目的更衣室、トイレ、器具庫、備蓄倉庫
	2階	武道場、器具庫、会議室、トイレ、更衣室、観客席、ウォーキング・ランニングコース

3 募集の条件

(1) 希望契約期間

4年6か月とします。（令和8年10月より運用開始を予定しています。）

なお、提示期間は希望期間ですので、3年以上4年6か月以下の応募も可能です。ただし、応募期間は審査項目となります。

(2) 希望契約価格

年額200万円（消費税及び地方消費税込）とします。

なお、提示額は希望価格ですので、これに限らない応募も可能です。ただし、応募価格は審査項目となります。

(3) 応募資格

事業者等（法人その他の団体等の民間事業者）。ただし、日向市ネーミングライツ事業実施要綱第4条（別表1）に該当する者は除きます。

(4) 愛称の条件

愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、日向市広告掲載要綱第4条（別表2）に該当する愛称は命名できません。また、市長は特に必要があると認めるときは、愛称の表記に条件を付すことができます。

(5) 契約の条件

- ① 条例上の施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例等に規定する対象施設等の名称を使用することがあります。
- ② 契約期間中の愛称の変更は認められません。

(6) 契約価格以外の費用負担

契約価格以外の費用負担については、次のとおりとします。

区 分	市	ネーミングライツ命名権者
市HP、広報紙等の作成	○	×
敷地内の看板の設置・変更	設置 ○	変更 ○
敷地外の看板の設置・変更	×	○
契約期間満了及び契約解除に伴う 原状回復	×	○

(7) 命名権者の主な特典

- ① 施設の看板や印刷物等にネーミングライツ命名権者として愛称を表記することができます。（施設の看板については、市が指定した仕様、設置場所とします。）
- ② 年間数回の施設の無償使用及びPR（詳細はネーミングライツ命名権者と市が協議の上で決定します。）

#### 4 応募手続き

##### (1) 募集期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月29日（金）まで。

（郵送の場合は締切日着まで。持参の場合は午後5時まで。）

なお、募集期限までに応募がなかった場合、当体育館の価値をご理解いただける事業者様からの申し出があった際には、随時交渉を進めます。

##### (2) 応募書類

日向市ネーミングライツ事業実施要綱第9条（別表3）に掲げる書類。

##### (3) 応募方法

上記応募書類（各1部）を取りまとめの上、以下のいずれかの方法で提出してください。

①郵送（郵便書留により郵送してください。）

②持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までに、提出先までご持参ください。）

##### (4) 提出先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

日向市スポーツ振興課（庁舎3階8番窓口） TEL：0982-66-1039

##### (5) 留意事項

①応募にかかる費用は、全額応募者の負担とします。

②必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

③提出された書類は返却いたしません。

④提出された書類は、命名権者の選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

⑤提出された書類は、日向市情報公開条例に基づき公開することがあります。

##### (6) 応募書類の配布

応募書類のうち、「ネーミングライツ事業申込書」については、日向市スポーツ振興課窓口（庁舎3階8番窓口）にて配布いたします。

なお、日向市ホームページからダウンロードすることもできます。

##### (7) その他

その他、ネーミングライツ契約に関してご希望の条件やご提案がある場合は、「ネーミングライツ事業申込書」の「その他特記事項」欄、又は、別紙にてお申し出ください。

なお、提案等の内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

## 5 命名権者の選定方法

ネーミングライツ審査委員会において、愛称、契約価格、契約期間、経営の安定性、施設等の魅力向上、地域貢献・地域活性化などについて、総合的な審査を行い、命名権者候補者を選定します。なお、応募が1者であっても、審査委員会において審査をします。

## 6 契約の締結

- (1) 市は、命名権者候補者と契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。
- (2) 命名権者は市長が定める期日までに命名権料を年度ごとに一括で市に支払うものとします。
- (3) 命名権者は、契約期間終了の際に市と次回契約について、優先的に交渉を行うことができます。その際、今回の応募にあたっての提出書類に準じた書類の提出をお願いすることがあります。

## 7 命名権者の公表、愛称の普及

命名権者正式決定後、命名権者の名称、施設等の愛称、契約価格、契約期間等について、市のホームページ等を通じて公表し、広く愛称の普及、定着に努めます。なお、愛称が定着するまでの一定期間（概ね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

## 8 契約の解除

契約締結後、指定した期日までに命名権料の納入がないとき、虚偽の申込み又は不正の手段により応募したことが判明したとき、命名権者が日向市ネーミングライツ事業実施要綱第4条各号のいずれかに該当するとき、命名権者から契約解除の申出があったとき、その他市長が必要と認めるときは、市は、契約満了を待たず当該契約を解除することができます。

この場合において、原状回復等に係る経費は、命名権者の負担とします。また、契約の解除に伴い、命名権者に損害が発生した場合であっても、市は、その責任を負わず、既に納入された契約金については還付いたしません。

## 9 問合せ先

日向市 スポーツ振興課 体育館建設係

TEL : 0982-66-1039

FAX : 0982-54-2639

E-mail : spo@hyugacity.jp

別表1 「日向市ネーミングライツ事業実施要綱第4条」抜粋

<p>(契約の相手方としない事業者等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる事業者等は、ネーミングライツ事業による契約の相手方となること ができない。</p> <p>(1) 法人(法人でない事業者等にあつては、構成員に法人がいる場合の当該法人も含む。)の 事業者等にあつては、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けているもの</p> <p>(3) 市税等(国税、県税を含む。)を滞納しているもの</p> <p>(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成 団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない 者の統制下にあるもの</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に 規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの</p> <p>(6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項の規定による貸金業を行うもの</p> <p>(7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの</p> <p>(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年 法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされてい るもの</p> <p>(9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産の申立てがなされているもの</p> <p>(10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの</p> <p>(11) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの</p> <p>(12) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号) 及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所を開設した法人以外のもの で、手技、温熱、電気、光線等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの</p> <p>(13) 政治性又は宗教性のあるもの</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、パートナーとして適当でないと市長が認めるもの</p>
---

別表2 「日向市広告掲載要綱第4条」抜粋

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載を行う広告に関する基準は、別に定める。

別表3 「日向市ネーミングライツ事業実施要綱第9条」抜粋

(応募)

第9条 ネーミングライツ事業に応募を希望する事業者等（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 直近の日向市税賦課徴収条例(昭和30年日向市条例第17号)に規定する市税の納税証明書
- (4) ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

ネーミングライツ事業申込書

年 月 日		
日向市長 様		
申込者 所在地 名称 代表者氏名		
日向市ネーミングライツ事業について、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。		
応募施設・イベント名		
フリガナ 愛称		
愛称の理由		
命名権料	金額	年 円（税込み）
	物品	円相当
	役務	円相当
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日（年間）	
その他特記事項	裏面のとおりに記載	
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

その他特記事項	選定の参考にさせていただきますので、PR等をご記入ください。
<ul style="list-style-type: none"><li>・希望条件</li><li>・応募の動機</li><li>・施設等の魅力向上</li><li>・地域貢献・地域活性化等</li></ul>	

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書兼同意書

ネーミングライツ事業の応募申請に当たり、以下の(1)～(13)に該当しないことを誓約し、(14)～(17)について同意します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、日向市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

対象施設等名	
フリガナ 愛 称	

- (1) 法人（法人でない事業者等にあつては、構成員に法人がいる場合の当該法人も含む。）の事業者等に  
あつては、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から  
5年を経過しないもの
- (2) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けているもの
- (3) 市税等（国税、県税を含む。）を滞納しているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に  
規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）  
若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営  
業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225  
号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産の申立てがなされているもの
- (10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- (11) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (12) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整  
復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所を開設した法人以外のもので、手技、温熱、電気、  
光線等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- (13) 政治性又は宗教性のあるもの
- (14) 日向市ネーミングライツ事業実施要綱を遵守すること。
- (15) 日向市が必要に応じて関係機関に税情報や暴力団情報の調査又は照会を行うこと。
- (16) 日向市が必要に応じて関係機関との協議の際に応募者の情報を共有すること。
- (17) 命名に起因する事故、損害賠償等があった場合は、私どもの責任において解決します。

日向市長 様

申込者  
所在地  
名称  
代表者氏名